

高崎商科大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法及び学校教育法に則り、高等学校教育の基礎のうえに、広く深い教養を培い、専門的高等教育を施し、もって文化の創造と社会福祉に貢献しうる有為な人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、授業の内容・方法の改善を図るための組織的な研修等を実施するものとする。

3 前2項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(名称)

第3条 本学は高崎商科大学短期大学部と称する。

(所在地)

第4条 本学は群馬県高崎市根小屋町741番地に設置する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第5条 本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
現代ビジネス学科	120名	240名

(学科の目的)

第6条 現代ビジネス学科は、教養教育と専門的基礎教育の教授研究により、実践的ビジネス実務能力を養い、知識基盤社会を支える素養のある人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の二学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民及び県民の祝日に関する法律に規定した休日
- (3) 学園記念日 11月22日
- (4) 春季休業日 3月21日から3月31日まで
- (5) 夏季休業日 7月24日から9月6日まで
- (6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は毎年4月とする。

(入学資格)

第12条 本学に入学志願できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在学教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第16条 本学に再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第17条 退学しようとする者は所定の書類を提出して、学長の許可を得なければならぬ。

(留学)

第18条 外国の大大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第7条に定める修業年限に含めることができる。

(休学及び休学期間)

第19条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、所定の書類を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

4 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

5 休学の期間は第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第7条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第19条第4項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料、授業料及び施設・設備費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第22条 授業科目を分けて、基礎科目及び専門科目とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表1及び別表2のとおりとする。

(授業日数)

第23条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする

- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする
- (3) 実験・実習及び実技については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については45時間の授業をもって1単位とする
- (4) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、前掲各号の組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする

(単位履修の方法)

第25条 本学において開設する授業科目は、これを必修及び選択科目とし、履修の方法については本学則に定めるもののほか、別に定める。

(科目の登録)

第26条 学生は、毎学期の当初に当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第27条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位取得の認定の方法は、試験、論文、出席状況その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者が定める。

(試験等の時期)

第28条 試験等の時期は、原則として学期末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めたときは臨時に行うことができる。

(追試験、再試験)

第29条 病気、災害等やむを得ない事情により試験等を受験できなかった者に対し、教 授会の議を経て学長が認めた場合は、追試験又は再試験を受けることができる。

2 試験の方法、日時等については別に定める。

(学習の評価)

第30条 学習成績の評価は、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

(入学前の既修得単位の取扱い)

第31条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学若しくは大学又は外国の短期大学若しくは大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合計30単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第32条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他の短期大学又は大学において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の大学等における授業科目の履修等)

第33条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、学生に休学することなく当該外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることができる。

2 前項の規定により学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第34条 第31条及び第32条の規定により他の大学等又は外国の大学等において修得した単位について本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合わせて、30単位を超えない範囲とする。この場合において、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えない範囲とする。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第35条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表1及び別表2に定めるところにより62単位以上を取得しなければならない。

(卒業)

第36条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を取得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、短期大学士の学位を授与する。

2 学位に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び施設・設備費

(金額及び納入)

第38条 本学の検定料、入学料、授業料及び施設・設備費の金額は次のとおりとする。

検定料 30,000円

入学料 250,000円

授業料 618,000円

施設・設備費 300,000円

2 前項に定める検定料、入学料、授業料、施設・設備費の納入に関する必要な事項は、別に定める。

(授業料の納入期)

第39条 授業料及び施設・設備費は4月と9月の2期に分けて納入する。又、特別の事情があると認められる者は、延期を認めることがある。

前期 459,000円 納期4月中

後期 459,000円 納期9月中

(退学及び停学の場合の授業料及び施設・設備費)

第40条 学期の中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料及び施設・設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設・設備費は徴収する。

(休学の場合の授業料及び施設・設備費)

第41条 月の中途で休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。また、学期の中途で休学を許可された場合、当該期分の施設・設備費は徴収する。

(復学の場合の授業料及び施設・設備費)

第42条 学期の中途において復学した者については、復学した月から当該期末までの授業料及び当該期分の施設・設備費を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の授業料及び施設・設備費)

第43条 学年の中途で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料及び当該期までの施設・設備費を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第44条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第45条 本学に学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に副学長を置くことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第46条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第47条 教授会は学長及び教授、准教授、講師をもって組織する。

2 前項の規程にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会にその他の職員を加えることができる。

(その他)

第48条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、社会人学生、外国人留学生、研究生

(科目等履修生)

第49条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の内一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、学科の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第50条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考のうえ聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第51条 本学において他の大学（外国の大学を含む）との協議により、当該他の大学等の学生に特別聴講生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(社会人学生)

第52条 高等学校卒業後通算して2年以上の就職経験を有し、本学に入学意思顕著なる者に対し、定員の7%の範囲内において選考のうえ入学を許可することがある。

2 社会人学生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

(研究生)

第54条 本学を卒業した者、又はこれと同等以上の資格を有する者で、特に本学で研究を希望する者がある場合は、教授会において選考のうえ研究生として許可することがある。

2 研究生は指導教官を選び、一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。

3 研究成果の報告を怠り、あるいは実績があがらない場合は除籍する。

4 研究生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は教授会の議を経て表彰する。

2 表彰について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第56条 本学の学則に違反し、又本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒する。

2 前項の懲戒は訓戒、停学、退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 懲戒について必要な事項は別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第57条 本学に図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

第13章 厚生補導施設

(学生相談室)

第58条 本学に相談室及びその他の厚生施設を置き、学生の勉学及び生活の指導に資する。

第14章 公開講座

(公開講座)

第59条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度入学生から適用する。
ただし、第8条並びに第36条については平成元年度入学生から適用する。

附 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員	入 学 定 員	総定員
商 学 科	230 人	380 人	230 人	460 人	150 人	380 人

附 則

1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度入学生から適用する。
2 第4条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成 5 年度		平成 6 年度～ 平成 11 年度		平成 12 年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
商 学 科	210 人	440 人	210 人	420 人	130 人	340 人
秘 書 科	100 人	100 人				

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、第 36 条並びに第 37 条については、平成 8 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 29 条、第 33 条、第 36 条並びに第 37 条については、平成 8 年度入学生から適用するものとし、平成 7 年度以前の入学生は、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度入学生から適用する。尚、平成 8 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度入学生から適用する。尚、平成 9 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度入学生から適用する。尚、平成 10 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度入学生から適用する。尚、平成 11 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。
- 2 第 5 条に規定する商学科の学生定員は、平成 16 年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員

商 学 科	208 人	418 人	206 人	414 人	204 人	410 人
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

学科 ・専攻	年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員		
商 学 科	202 人	406 人	200 人	402 人		

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度入学生から適用する。
尚、平成 12 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、第 37 条並びに第 38 条については、
平成 13 年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、第 37 条、第 39 条、第 40 条、第
41 条並びに第 42 条については、平成 13 年度入学生から適用する。尚、平成 13
年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を
適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度入学生から適用する。
尚、平成 14 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学生から適用する。
尚、平成 15 年度以前の入学生については、旧学則を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 16 年度以前の入学生に
ついては、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。尚、平成 17 年度以前の入学生に
ついては、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。尚、平成18年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行し、第38条並びに第39条については、平成20年度入学生から適用する。尚、平成19年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第5条に規定する現代ビジネス学科の学生定員は、平成22年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科 ・専攻	平成21年度		平成22年度	
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネス学科	120人	220人	120人	240人

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。尚、平成21年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。尚、平成22年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学生から適用する。尚、平成23年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度入学生から適用する。尚、平成24年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。尚、平成25年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行し、第22条については、平成27年度入学生から適用する。尚、平成26年度以前の入学生については、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行し、第22条、第26条、第28条並びに第35条については、平成29年度入学生から適用する。尚、平成28年度以前の入学生については、旧学則を適用する。また、改正後の学則別表の規定にかかわらず、従前の別表を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 基礎科目

授業科目の区分等	授業科目	単位数		卒業要件単位数	備考
		必修	選択		
基礎科目	教養	人間形成論	2		
		暮らしと経済社会	2		
		法と社会	2		
		自然と科学	2		
		人間と環境	2		
		健康心理学	2		
		地域と社会	2		
		ボランティア論	2		
		健康科学	2		
		フィットネスエクササイズ	1		
基礎科目	ビジネススキルズ	スポーツ演習	1		
		社会人基礎力演習	1		
		キャリアデザインI	1		
		キャリアデザインII	1		
		マナーとホスピタリティ	1		
		ビジネスソフトA		1	
		ビジネスソフトB		1	
		情報整理		2	
基礎科目	コミュニケーション	ビジネススキルズ		2	
		基礎数学		2	
		文章作成		2	
		基礎英語I	1	1	
		基礎英語II		1	
基礎科目	演習	中国語		1	
		韓国語		1	
		コミュニケーション演習	1	1	
基礎科目	演習	プレゼンテーション			
		日本語リテラシーゼミ	1		
		社会力育成ゼミ	1		必修2単位

3分野から
必修6単位を含め
20単位以上

別表2 現代ビジネス学科専門科目

授業科目の区分等	授業科目	単位数		卒業要件単位数	備考
		必修	選択		
専門科目	共通必修科目	ビジネス基礎	2		必修2単位
	選択必修科目	短期インターンシップ 長期インターンシップ 認定インターンシップ I 認定インターンシップ II 認定OCS(課外学習)	2 4 2 4 2		
	ホテル・ブライダル・ビューティ関連	ホテルビジネス実務論 I ホテルビジネス実務論 II 接客サービス演習 ホテル経営論 ホテル英会話 ペイントフランニング ブライダル総論 ブライダルプロデュース スキンケアとメイク ネイルケア・ネイルアート ヘアメイク カラーコディネート ブライダルマーケティング ヘルスプロモーション論 ホスピタリティ業界研究	2 2 2 2 1 2 2 1 1 1 1 1 2 2 2 2		選択必修科目から4単位以上 合計36単位以上
	医療事務・ドクタークラーク関連	医療事務概論 I 医療事務演習 I 医療事務概論 II 医療事務演習 II 医療事務概論(上級) 医療事務管理士演習 レセプト演習 医療事務コンピュータ 病院管理論 医学・薬学概論 ドクタークラーク概論 I ドクタークラーク概論 II 調剤薬局事務 調剤事務管理士演習 医療経営士 I 医療経営士 II テンタルアテンタント 介護保険事務	2 1 2 1 2 1 1 1 2 1 2 2 2 2 1 2 2 4 4		

授業科目の区分等	授業科目	単位数		卒業要件単位数	備考
		必修	選択		
専門科目	会計・ビジネス関連	広告と戦略	2		
		マーケティング論	2		
		販売管理論	2		
		販売管理演習	1		
		ショップ経営	2		
		人的資源管理論	2		
		金融論	2		
		実務法規	2		
		ビジネス会計	2		
		簿記演習I	2		
		簿記演習II	2		
		応用簿記演習I	2		
		応用簿記演習II	2		
		工業簿記I	2		
		工業簿記II	2		
		地域とビジネス	2		
専門科目	観光・グローバル関連	観光総論	2		
		国内旅行実務	4		
		ツアーコンタクト実務	2		
		海外観光事情	2		
		多文化コミュニティ	2		
		国際協力	2		
		グローバル化とアジア	2		
		群馬学	2		
		実用英語I	1		
		実用英語II	1		
		国内英語研修	1		
		海外英語研修	2		
		Oral English I	1		
		Oral English II	1		
		English Presentation	1		
専門科目	公務員プログラム	上級英語I	1		
		上級英語II	1		
専門科目	演習	公務員基礎演習	1		
		公務員応用演習	1		
専門科目	演習	卒業論文ゼミ	2		必修2単位